



2020年10月24日

第48回（2020年度）労働安全コンサルタント試験
（関係法令）の正答予測

柳川行雄

内容

1	はじめに	2
2	解説と試験協会発表正答	3
(1)	問 1 正答予測 1	3
(2)	問 2 正答予測 2	3
(3)	問 3 正答予測 1	3
(4)	問 4 正答予測 2	4
(5)	問 5 正答予測 4	4
(6)	問 6 正答予測 1	5
(7)	問 7 正答予測 3	6
(8)	問 8 正答予測 4	7
(9)	問 9 正答予測 2	7
(10)	問 10 正答予測 5	8
(11)	問 11 正答予測 4	9
(12)	問 12 正答予測 5	10
(13)	問 13 正答予測 3	10
(14)	問 14 正答予測 5	11
(15)	問 15 正答予測 3	12

1 はじめに

2020年の労働安全コンサルタント試験の正答予測である。内容が正しいことを保障するものではない。

内容についてのご質問や、修正の御意見は、[労働安全衛生コンサルタント試験掲示板](#)で随時受け付けているので、間違いを発見されたという方はぜひ書き込まれるようお願いする。

2 解説と試験協会発表正答

(1) 問 1 正答予測 1

問1 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) 事業者は、総括安全衛生管理者に、労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関することについて統括管理させなければならない。

(1) 正しい。安衛法第10条第1項(第四号)

(2) 問 2 正答予測 2

問2 安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

(2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、統括安全衛生責任者の解任を命ずることができる。

(2) 誤り。このような規定はない。統括安全衛生責任者は、安衛法第15条第2項の規定により、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。そんな者を解任できるわけではない。

(3) 問 3 正答予測 1

問3 機械による危険を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(1) プレス機械については、クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持しなければならない。

(1) 正しい。安衛則 132 条のままである。

(4) 問 4 正答予測 2

問4 荷役運搬機械等による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(2) 最高速度が毎時 15 キロメートルのショベルローダーを用いて作業を行うとき、制限速度は定めなかった。

(2) 違反となる。安衛則第 151 条の 5 に違反している。

同条によれば、最高速度が毎時十キロメートル以下のものを除き、事業者は、ショベルローダーなどの車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

(5) 問 5 正答予測 4

問5 掘削作業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令に定められていないものはどれか。

(1) 手掘りにより砂からなる地山の掘削の作業を行うときは、掘削面のこう配を 35 度以下とし、又は掘削面の高さを 5 メートル未満としなければならない。

(2) 明り掘削の作業を行うときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させなければならない。

- (3) 明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (4) れんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物に近接する箇所で明り掘削の作業を行う場合において、これらの損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、監視人を配置して作業を行わなければならない。
- (5) 明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合に行うガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行わせなければならない。

- (1) 安衛則第 357 条第 1 項 (第一号)
- (2) 安衛則第 358 条 (第一号)
- (3) 安衛則第 361 条
- (4) このような規定はない。安衛則第 362 条第 1 項は、監視人の配置は認めていない。
- (5) 安衛則第 362 条第 3 項

(6) 問 6 正答予測 1

問6 墜落、飛来落下による危険の防止に関する次の記述のうち、労働安全衛生令上、違反となるものはどれか。

- (1) 建設工事に使用する高さ 20 メートルの登り栈橋に、高さ 10 メートルのところには踊場を 1 か所設けた。

- (1) 違反となる。安衛則第 552 条第 1 項 (第六号) の規定により、建設工事に使用する高さ 8 メートル以上の登り栈橋には、7 メートル以内ごとに踊場を設けなければならない。

(7) 問 7 正答予測 3

問7 化学設備に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、誤っているものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ 事業者は、化学設備を使用して作業を行うときは、爆発又は火災を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わせなければならない。

ロ 特殊化学設備とは、化学設備のうち、取り扱う危険物の量が厚生労働省令で定め る量を超えるものをいう。

ハ 事業者は、化学設備(配管を除く。)を内部に設ける建築物の壁、柱、床、はり、屋根、階段等のうち当該化学設備に近接する部分については、腐食しにくい材料で造り、防食塗料を塗布する等の措置を講じなければならない。

ニ 事業者は、特殊化学設備については、異常な事態の発生による爆発又は火災を防止するため、原材料の送給をしゃ断し、又は製品等を放出するための装置、不活性ガス、冷却用水等を送給するための装置等当該事態に対処するための装置を設けなければならない。

ホ 業者は、特殊化学設備に使用する動力源については、動力源の異常による爆発又は火災を防止するための直ちに使用することができる予備動力源を備えなければならない。

(3) ロ ハ

イ 正しい。安衛則第274条

ロ 誤り。特殊化学設備とは、化学設備のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるものをいう。(安衛則第4条第1項(第三号))

ハ 誤り。事業者は、化学設備(配管を除く。)を内部に設ける建築物の壁、柱、床、はり、屋根、階段等のうち当該化学設備に近接する部分については、不全性の材料で造らなければならない(安衛則第268条)とはされているが、腐食しにくい材料で造り、防食塗料を塗布する等の措置を講じなければならないとの規定はない。

ニ 正しい。安衛則第273条の4

ホ 正しい。安衛則第273条の5第1項(第一号)

(8) 問 8 正答予測 4

問8 電気による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(4) 33 キロボルトの充電電路の点検の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に絶縁用保護具を着用させ、かつ、点検箇所以外の充電電路に絶縁用防具を装着したが、活線作業用器具及び活線作業用装置は使用させなかった。

(4) 違反となる。本肢は 33 キロボルトの充電電路の点検の作業なので、特別高圧活線作業となる。安衛則第 344 条第 1 項により、活線作業用器具又は活線作業用装置を使用させなければならない。

(9) 問 9 正答予測 2

問9 特定機械等であるボイラーについて事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(2) 労働者がそうじ、修繕等のためにボイラー又は煙道の内部に入るときは、ボイラー又は煙道を冷却しなければならない。

(2) 正しい。ボイラー則第 34 条 (第一号)

(10) 問 10 正答予測 5

問 10 特定機械等であるクレーン等について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

- (1) 同一のランウェイに並置されている走行クレーンの修理、調整、点検等の作業を行うときは、監視人をおくこと、ランウェイの上にストッパーを設けること等走行クレーンと走行クレーンが衝突することによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (2) 強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止するとともに、ジブクレーンのジブが損壊するおそれのあるときは、当該ジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- (3) 移動式クレーンについては、移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角の範囲をこえて使用してはならない。
- (4) 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行うときは、作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させなければならない。
- (5) 移動式クレーンのジブを上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、当該ジブが不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

- (1) クレーン則第 30 条
- (2) クレーン則第 31 条の 2 及び第 31 条の 3
- (3) クレーン則第 70 条
- (4) クレーン則第 153 条第 1 項 (第一号)
- (5) このような規定はない。

(11) 問 1 1 正答予測 4

問11 元方事業者又は注文者の講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、定められていないものはどれか。

- (1) 電気機械器具製造業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置を講じなければならない。
- (2) 建設業の仕事を自ら行う注文者は、足場を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該足場について、構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示しなければならない。
- (3) 通信業に属する事業の元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- (4) 化学工業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、関係請負人が行う労働者の安全のための教育に対する指導及び援助に関する必要な措置を講じなければならない。
- (5) 危険物を製造する化学設備の改造、修理等で、当該設備を分解する作業に係る仕事の注文者は、当該仕事の作業において注意すべき安全に関する事項及び当該仕事の作業について講じた安全を確保するための措置を記載した文書を作成し、請負人に交付しなければならない。

(1) 安衛法第 30 条の 2 に定められている。

なお、電気機械器具製造業に属する事業の元方事業者は、製造業であるから本条の適用はある。

(2) 安衛則第 655 条第 1 項（第一号）に定められている。

なお、安衛法第 31 条は「特定事業の仕事を自ら行う注文者」に適用されるが、建設業は安衛法第 15 条の規定により特定事業に該当する。

(3) 安衛法第 29 条第 2 項に定められている。

(4) 本肢のような規定はない。なお、安衛則第 638 条の規定は、特定元方事業者に適用される。化学工業に属する事業の元方事業者は、特定元方事業者ではない。

(5) 安衛則第 624 条の 4 に定められている。

なお、本条は、安衛法第 31 条の 2 の注文者に適用される。本肢の「危険物を製造する化学設備」は、安衛令第 9 条の 3 により、安衛法第 31 条の 2 の設備に該当する。また、本肢の「改造、修理等で、当該設備を分解する作業」は、安衛則第 662 条の 3 により、安衛法第 31 条の 2 の作業に該当する。

(12) 問 1 2 正答予測 5

問12 機械等の規制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

ただし、第一種圧力容器、ボイラー及び移動式クレーンは特定機械等であるものとする。

(5) プレス機械の安全装置を製造した者は、登録型式検定機関が行う型式検定を受けなければならない。

(5) プレス機械の安全装置は、安衛令第 14 条の 2 (第二号) により、安衛法第 44 条の 2 第 1 項の政令で定める機械等である。

従って、安衛法第 44 条の 2 第 1 項の規定により、原則として登録型式検定機関 (厚生労働大臣の登録を受けた者) が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない

(13) 問 1 3 正答予測 3

問 13 就業制限、安全衛生教育又は作業主任者に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

(3) 新たに職務につくことになった職長等に対して行う安全又は衛生のための教育の教育事項には、作業方法の決定及び労働者の配置に関すること並びに労働者に対する指導又は監督の方法に関することが含まれる。

(3) 正しい。安衛法第 60 条のままである。

(14) 問 1 4 正答予測 5

問 14 安全衛生改善計画に関する次のイ～ホの記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

イ 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、原則として、事業者に対し、当該事業場の安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができる。

ロ 都道府県労働局長は、事業者に対し安全衛生改善計画を作成すべきことを指示した場合において、専門的な助言を必要とするとき認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

ハ 都道府県労働局長は、安全衛生改善計画が労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき認めるときは、安全衛生改善計画変更指示書により、事業者に対し、当該安全衛生改善計画の変更を指示することができる。

ニ 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

ホ 都道府県労働局長は、安全衛生改善計画を作成した事業者に対して、当該安全衛生改善計画を守っていないと認めて、必要な措置をとるべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

(5) ハ ホ

イ 正しい。安衛法第 79 条

ロ 正しい。安衛法第 80 条第 2 項

ハ 誤り。安衛法第 79 条第 2 項は、同法第 78 条第 4 項を準用していない。

ニ 正しい。安衛法第 79 条第 2 項は、同法第 78 条第 2 項を準用している。

ホ 誤り。安衛法第 79 条第 2 項は、同法第 78 条第 6 項を準用していないし、そもそも「公表できる」としているのみであり「公表しなければならない」とはされていない。

(15) 問 1 5 正答予測 3

問 15 常時 120 人の労働者を使用し、木材加工用丸のこ盤、手押しかな盤などを有する木材・木製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断の結果、事業場の状況は次のとおりであった。このうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

(3) 手押しかな盤を用いる作業において、労働者に治具を使用させていたが、刃の接触予防装置を設けていなかった。

(3) 違反となる。安衛則第 126 条により、事業者は、手押しかな盤には、刃の接触予防装置を設けなければならない。

**実務家のための
産業保健のサイト**



この資料は「[実務家のための産業保健のサイト](#)」に掲示されています。よろしければサイトの方にもご訪問ください。